

# 平成 27 年度 組織・機構改革（局再編成）について

## （医療部門の再編成）

27 年 4 月に組織・機構改革（局再編成）を実施するため、本市の局編成を定めている「横浜市事務分掌条例」及び「横浜市病院事業の設置等に関する条例」の一部を改正します。

### 【提案理由】

「市民の暮らしの充実を図り、及びその安心を確保するとともに、将来の横浜の活力を最大限に高める執行体制を確立するため、横浜市事務分掌条例及び横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正」

## 1 これまでの検討経過

時 期	内 容
～26 年 4 月	課題解決に向けた検討テーマの選定
26 年 5 月	政策・総務・財政委員会において検討テーマ等を報告
～26 年 9 月	各プロジェクトによる検討
26 年 9 月	政策・総務・財政委員会において方向性の中間報告
～26 年 12 月	各プロジェクトによる検討
本日	平成 27 年度の組織・機構改革案の報告

## 2 組織・機構改革の概要

### (1) 条例改正が必要なもの

#### ア 国際局の新設

本市の国際関連事業の総合調整・相互連携を強力に推進し、積極的な自治体外交を展開するため、政策局国際政策室と共創推進室国際技術協力課を統合し、新局を設置します。

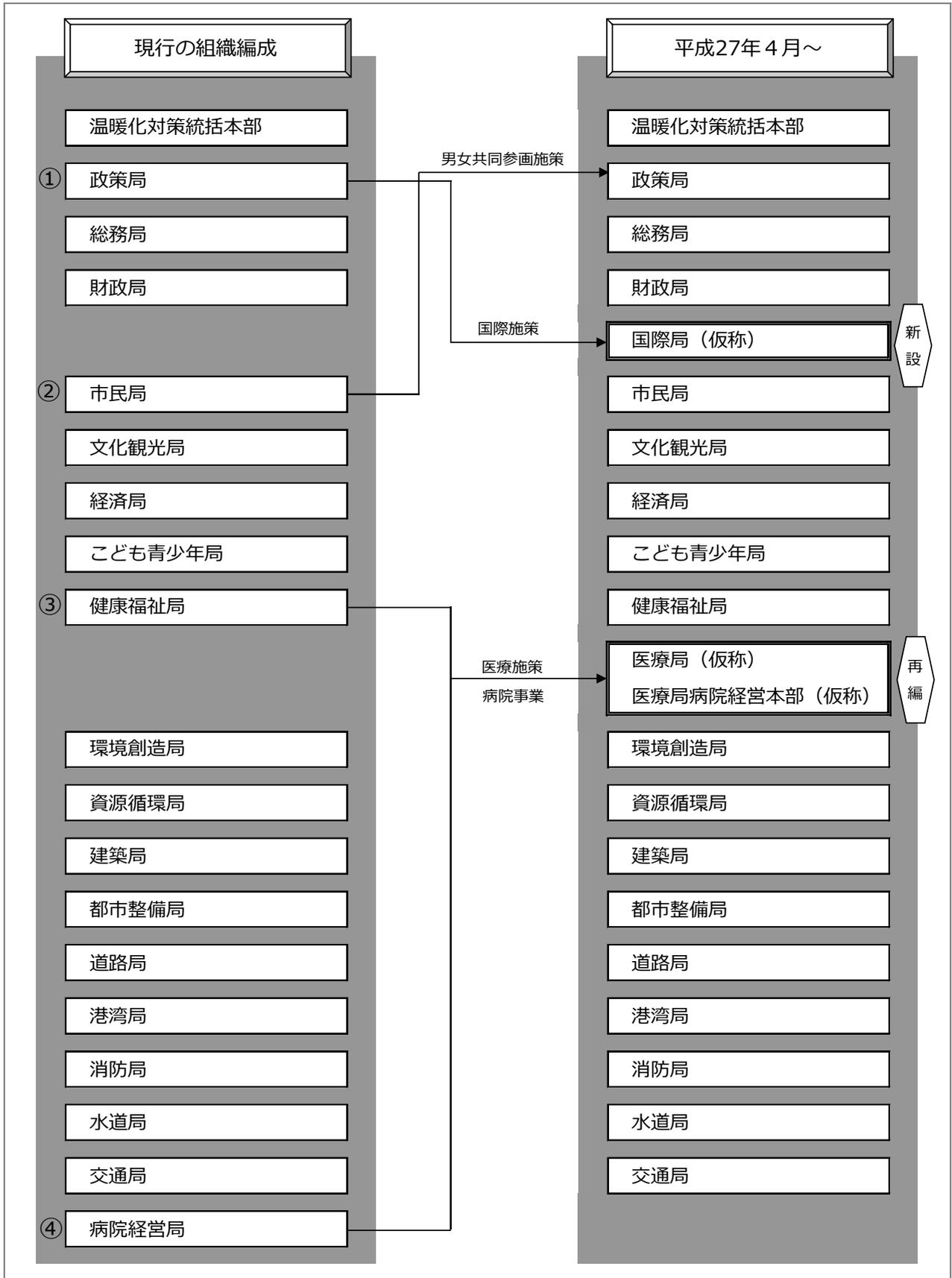
#### イ 医療部門の再編成

市内医療機関とのネットワーク等の構築を図り、本市の医療政策を一体的かつ強力に推進するため、健康福祉局医療政策室と病院経営局を再編成し、医療局及び医療局病院経営本部を設置します。

#### ウ 男女共同参画施策の移管

「日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市」の実現を目指し、男女共同参画施策を市民局から政策局に移管します。

### 3 27年度局再編成 実施検討図



※ 行政委員会等は記載を省略しています。

4 組織・機構改革（局再編成）に伴う条例規定の新旧対照表（関係部分のみ抜粋）  
医療部門の再編成

現 行	改 正 案
<p>横浜市事務分掌条例</p> <p>（統括本部及び局の事務分掌）</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉局</p> <p>(1) 社会福祉、保健及び衛生に関する事項</p>	<p>横浜市事務分掌条例</p> <p>（統括本部及び局の事務分掌）</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉局</p> <p>(1) 社会福祉、保健及び衛生に関する事項</p> <p><u>医療局</u></p> <p><u>(1) 医療に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u> <u>(総合的な医療政策の一体的な推進)</u></p> <p><u>2 第1条の規定による改正後の横浜市事務分掌条例第1条に規定する医療局及び第2条の規定による改正後の横浜市病院事業の設置等に関する条例第3条第1項に規定する医療局病院経営本部は、本市における総合的な医療政策を一体的に推進するものとする。</u></p>
<p>横浜市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者(以下「病院事業管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、<u>病院経営局</u>を置く。</p>	<p>横浜市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>（組織等）</p> <p>第3条 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者(以下「病院事業管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、<u>医療局病院経営本部</u>を置く。</p> <p><u>2 病院事業管理者の名称は、病院経営本部長とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u> <u>(総合的な医療政策の一体的な推進)</u></p> <p><u>2 第1条の規定による改正後の横浜市事務分掌条例第1条に規定する医療局及び第2条の規定による改正後の横浜市病院事業の設置等に関する条例第3条第1項に規定する医療局病院経営本部は、本市における総合的な医療政策を一体的に推進するものとする。</u></p>

## 5 プロジェクトによる検討結果

### 医療局（仮称）、医療局病院経営本部（仮称）の

### 検討結果

#### (1)現状の課題・背景

##### ①総合的な調整機能の強化

- ・ 県が策定する医療計画をベースにしながら、市内の医療機関を、市の医療政策へと誘導する総合的な調整機能を高めることが必要

##### ②病院経営局との連携強化

- ・ 病院経営局は、地方公営企業法の規定の全部を適用し、独立採算制により病院を経営
- ・ 一方で、公立病院として、市の医療政策の先駆的・先導的役割を果たすことが必要

##### ③市立大学との連携強化

- ・ 市立大学は、市内で唯一の医学部を擁する大学であり、独立した法人格を持って、自立的に運営
- ・ 一方で高度先進医療・人材育成等の分野においては、市立大学と医療政策部門の連携が必要

##### ④医療イノベーション分野の連携強化

- ・ 横浜経済の成長・発展のために、医療分野の成長促進が必要
- ・ 医療産業誘致にあたっては、企業誘致のみならず医療にも精通している必要があり、企業誘致部門等と医療政策部門の連携が必要

#### (2)再編成の考え方

##### ①医療局（仮称）の理念

超高齢社会に対応できる医療体制を整え、市民に最適な医療を提供

##### ②名称案の考え方

「医療」分野における政策の推進を図るという趣旨を明確に示すとともに（医療局）、病院事業において総合的な医療政策を医療局とともに一体的に推進することを示す名称とする（医療局病院経営本部）

##### ③主要な機能と方向性

- ・ 市内の医療機関に対する総合的な調整機能を高めるため、医療政策部門を強化し、2025年問題に対応できる医療体制を構築
- ・ 医療政策部門と病院事業部門（市立3病院）との連携を強化し、政策医療の展開や現場課題への対応を速やかに実施
- ・ 医療分野での市立大学との連携を強化し、先端医療を臨床活用につなげるための橋渡しを強力に推進
- ・ 産業誘致部門等との庁内連携を強化し、横浜経済の成長・展開のために医療分野の成長を促進

# 医療局

(医療局・医療局病院経営本部)

大分類(部相当)

中分類(課相当)

